

新生児聴覚検査の 費用の一部助成を 始めました！

令和3年
4月生まれの
赤ちゃんから



生まれてくる赤ちゃんの1,000人のうち1~2人は、生まれつき耳の聞こえ（聴覚）に障がいを持つとされています。

その障がいを早く発見して、適切な支援をしてあげることが赤ちゃんのこころの成長にはとても大切です。聞こえ（聴覚）の障害は気付かれにくいいため、早く発見するために「新生児聴覚検査」を受けることをお勧めします。

新生児聴覚検査とは

新生児聴覚検査とは、生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳の聞こえの検査です。

検査には自動 ABR（自動聴性脳幹反応）と OAE（耳音響反射）の2種類があります。どちらの検査も痛みを伴わず、赤ちゃんが眠っている間に受けることができます。

費用助成について

対象者：令和3年4月1日以降に出生した新生児

助成回数：新生児1人につき、自動 ABRまたはOAEのいずれか1回（初回検査）のみ

※検査方法は医療機関により異なります。

助成金額：上限3,000円

※上限を超えた金額は医療機関へ直接お支払いください。医療保険適用となる検査は助成対象外です。

<注意！>

受診票をお持ちであっても、令和3年3月31日以前に出生された方は対象となりませんのでご注意ください。

検査の受け方

通常、分娩した医療機関で入院中に行われ、生後3日以内に初回検査を実施します。

【必要なもの】

①母子健康手帳

検査結果は専門用紙に印字されて、入院中に報告されます。結果用紙は母子健康手帳に貼るなどして、失くさないようにしてください。

②新生児聴覚検査受診票

令和3年4月1日以降に妊娠届出される方は、母子健康手帳交付時にお渡しします。令和3年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けている方には、七飯町保健センターから新生児聴覚検査受診票を送付いたします。



お問い合わせ先

七飯町民生部子育て健康支援課保健予防係 TEL0138-66-2522